

大崎上島町公共交通総合連携計画策定に関する町民の意見募集 (パブリックコメント) 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大崎上島町公共交通総合連携計画（以下、「連携計画」という。）策定における公正の確保及び透明性の向上並びに町民の公共交通への参画を促進することを目的とし、町民等からの意見募集（以下「パブリックコメント」という）の手続きに関して必要な事項を定める。

(意見募集の対象者)

第2条 パブリックコメントの対象者は次のとおりとする。

- (1) 町の区域内に住所を有する者
- (2) 町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 町の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) 町に対して納税義務を有するもの
- (5) (1) から (5) までに掲げるもののほか、連携計画案に関して利害関係を有するもの

(連携計画案の公表)

第3条 企画課は、連携計画案を公表するに際し、計画の目的及び策定に至った背景等について説明するとともに、関係資料をも併せて公表するものとする。

2 前項の公表は、企画課での閲覧及び町のホームページへの掲載の方法等により行うものとする。

(意見の提出)

第4条 連携計画案に対する町民等からの意見の提出方法は次のとおりとする。

- (1) 書面による提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール

2 前項の規定により企画課が意見の提出を受ける期間は、平成23年3月7日（月曜日）から平成23年3月18日（金曜日）までとする。

3 意見を提出しようとする町民等は、原則として住所、氏名（町内に在住していないものについては学校名又は事業所名等）その他企画課が定める事項を明らかにしなければならない。

(意見の処理)

第5条 企画課は、前条第1項の規定により提出された意見（以下「提出意見」という。）を考慮して、連携計画策定について意思決定を行うものとする。

2 企画課は、提出意見の内容及びそれに対する考え方を公表しなければならない。

3 企画課は、提出意見を考慮して連携計画案を修正して意思決定を行ったときは、当該修正の内容及びその理由を公表しなければならない。

4 前2項の規定による公表は、原則として第3条第2項の規定による公表の方法について準用する。

5 企画課は、提出意見に対する個別の回答を行わないものとし、当該提出意見のうち類似の意見及びこれに対する考え方をまとめて公表できるものとする。

6 企画課は、提出意見に特定の個人、又は団体等の権利利益を害するおそれのある内容が含まれるなど公表することが適当でないと判断したときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

7 企画課は、意見を提出した町民等に関する情報は公表しない。